

「みどり法施行5年後見直し検討会」

開催要領

制定：令和8年10月29日

1 趣旨

2021年の「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）策定以降、みどり認定を受けた経営体は3万を超え、オーガニックビレッジも160市町村を突破するなど、生産現場における環境負荷低減の取組は着実に進展が見られる。また、「みえるらべる」による消費者への働きかけや、J-クレジット等を通じた民間投資の動きも拡大している。本年6月には、「みどり戦略加速化GXプラン」を策定し、企業から食・農分野のGXへの投資をさらに呼び込むべく、取組を進めているところ。

その一方で、2024年には世界の平均気温が史上最高値を記録し、本年も我が国では高温や渇水による生産現場への影響が懸念されている。さらに、国際情勢が不安定な状況も続いており、肥料を始めとした資材を輸入に依存している我が国においては、食の安定供給に対する懸念も拡大している。

このような中で、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）は、2027年7月に施行から5年を迎えるところ、同法の附則において「この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定している。

当該規定を踏まえ、気候変動等による食料の安定供給における課題を洗い出し、食料システムにおけるレジリエンスの向上や、有機農業の面的拡大等の実現に向けた論点の整理をする目的で、農林水産省大臣官房技術総括審議官を主宰者として「みどり法施行5年後見直し検討会」を設置し、食料システムの多様な関係者の意見を聴取することとする。

2 検討会の招集

検討会は、大臣官房技術総括審議官が招集する。

3 委員等

- (1) 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 大臣官房技術総括審議官は、委員のほか、必要に応じて委員以外の環境負荷低減に取り組む生産者及び生産者団体、民間指導団体、流通事業者、加工事業者、販売事業者、消費者団体、環境負荷低減技術・サービスの提供事業者、自治

体職員、GXに関する有識者等の出席を求め、意見の表明や説明を求めることができる。

4 事務局

- (1) 検討会は原則として非公開とする。
- (2) 検討会はオンライン・対面併用で開催する。
- (3) 配付資料及び議事概要は、検討会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、出席者からの提出資料であって、当該者が非公開とすることを希望したもの及び非公開とすることが適当であると事務局が認める資料については、この限りではない。
- (4) 検討会の事務局は、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループにおいて行う。
- (5) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、大臣官房技術総括審議官が定める。

(別紙)

みどり法施行5年後見直し検討会 委員名簿

【委員：5名】

さとう たくろう
佐藤 拓郎

株式会社アグリーンハート 代表取締役

しもかわ さとる
下川 哲

早稲田大学政治経済学術院 教授

なかしま やすひろ
中嶋 康博

日本栄養大学栄養学部 教授

ふま けんじ
夫馬 賢治

株式会社ニューラル 代表取締役CEO

まつおか しんじ
松岡 伸次

明治ホールディングス株式会社 顧問

NPO法人ネリス JAFAS事務局長

(五十音順、敬称略)